

2. 報告事項

- (1) 長岡京市職員の収賄容疑による逮捕についての調査報告
- (2) 平成 28 年度上半期の発注工事等にかかる入札・契約手続きの運用状況等について
【様式 1、様式 2】
- (3) 競争入札等参加資格停止等の運用状況について【様式 3】
- (4) 談合情報対応状況について【様式 4】
- (5) その他
 - ・平成 28 年度第 2 回定例会案件の抽出結果について
 - ・平成 28 年度第 1 回定例会議事概要の公表について
 - ・平成 28 年度発注見通しの公表について（工事）第 2 回

意見・質問	回答等
<p><u>報告事項について</u></p> <p>○市職員の収賄容疑による逮捕についての調査報告において</p> <p>1. 類似の事件がこれで 3 件目であり、原因究明が希薄になっていないかと疑問に感じざるを得ない。この点についての反省点はあるか。</p> <p>2. 過去の事件以後、職員倫理研修を実施されているという事であるが、どのような計画で行っているのか。</p> <p>3. 管理監督責任について、既に退職した管理監督者の責任の在り方は議論されたのか。</p> <p>4. 調査報告について、今年度中に改革案がまとまるという事だが、現在の進捗状況など分かる範囲で教えてほしい。</p> <p>○様式 3「競争入札等参加資格停止等の運用状況一覧表」の機動建設工業(株)において 前回資料では、指名停止期間(6 か月)が 6 月で完了となり、今回の指名停止期間(6 か月)は 8 月から開始となっている。 この 6～8 月の間は、なぜ指名停止期間ではないのか。また、なぜ期間を継続して 1 年間としなかったのか。</p>	<p>1. 事件直後は職務倫理等の意識は高いが、時間の経過につれ記憶が薄れるところがあります。その為にも倫理研修等を計画的に行っていく必要があります。</p> <p>2. 毎年、職位や職種毎に行っていますが、より一層、職務倫理や法令遵守への意識の向上を図る為に研修等を行っていく必要があります。</p> <p>3. 現職については処分を行っていますが、既に退職した者については、法的に難しく処分は行われていません。</p> <p>4. 現在検討中で、今年度中にまとめられる予定です。次回の委員会では報告できると思います。</p> <p>・裁判の進行上、6 月の段階では本市職員に対する贈賄行為の時期が特定されていなかった為、指名停止期間を 6 か月、6 月までとしています。その後、8 月の段階で本市職員に対する贈賄行為を行った時期が分かった為、指名停止期間を 12 か月とし、6 か月は措置済みの為、残りの 6 か月を 8 月から指名停止期間としています。</p>